

豊田市農業委員会議事録

令和4年2月28日、豊田市農業委員会会長 横桑 鈞は、令和4年2月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第10号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第13号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (13名)

1番	鈴木喜一郎	_____	_____
4番	石川 幸子	5番 為井 裕	6番 近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	_____	_____
10番	水野 省治	11番 梅村 貢司	_____
13番	加知 満	_____	15番 伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番 林 如実	18番 杉田 雅子
19番	横条 鈞		

< 欠席委員 > (6名)

2番	築山 正樹	3番 西山弥太郎	8番 土方 和子
9番	梅村 逸次	12番 中島 匡代	14番 伊藤喜代司

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	鈴木 彩	主査	伊藤 寿信	主査	白川 佳宏
主事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局に報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、2番、築山正樹委員、3番、西山弥太郎委員、8番、土方和子委員、9番、梅村逸次委員、12番、中島匡代委員、14番、伊藤喜代司委員、以上、6名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ありがとうございます。

ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

4番、石川幸子委員、5番、為井裕委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第7号から第13号までの審議案件7件とその他の報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

10番、若林東町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

11番、舞木町の件。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

12番、四郷町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

13番、西市野々町の件。

担当推進委員の山中委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

14番、東郷町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

15番、滝脇町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

16番、則定町の件。

担当推進委員の青木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

17番、新盛町の件。

担当推進委員の加納委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

19番、保見町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第7号で上程されました9件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長：ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第7号は承認決定されました。

令和4年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和4年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

2番、御立町の件、農業用倉庫です。農用区域内農地です。判断基準は、

農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。

なお、本件につきましては、担当の築山委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、3番、白川町の件、農家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の中島委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第8号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第8号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

12番、千足町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、13番、古瀬間町の件、自動車整備工場・駐車場です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、14番、御立町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、15番、平井町の件、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

なお、本件につきましては、担当の築山委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、16番、宝町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内、かつ同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、17番、中町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内、かつ同施設を中心に申請地との距離を半

径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 16番、17番、2件とも特に問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、18番、堤町の件、駐車場・粘土採取です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、19番、高岡本町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、20番、大島町の件、長屋住宅駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、21番、若林東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 4件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、22番、駒場町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、23番、舞木町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、24番、乙部町の件、粘土採掘・残土処分場、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、25番、東郷町の件、営農型太陽光発電施設、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、26番、豊松町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、27番、長沢町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準については、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、28番、則定町の件、倉庫・駐車場・進入路です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、29番、久木町の件、駐車場・資材置場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、30番、武節町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域のある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉田委員： 特に問題はありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第9号で上程されました19件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第9号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第10号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第10号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

1番、乙部町の件、変更内容は事業区域変更及び期間延長です。

本件は、令和3年7月6日付第5条許可を得ました。当時は隣地の一部について、土地所有者との交渉がまとまらず、区域から外して許可を取りましたが、今般、当該土地所有者の同意が得られたため、当時の事業区域を拡張し、また、それに伴い工期を延長したく、申請に及ぶものです。

なお、申請地の一部は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされており、既に議案として上程済みです。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第10号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第10号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第11号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第11号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

1番、朝日町の件、担当推進委員の石川委員、光岡委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第11号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第11号は承認決定されました。

令和4年議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙の通り決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年3月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第12号資料①は、利用権の総括表になります。議案第12号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第12号資料①の総括表で御説明をさせていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和4年3月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、89筆、9万2,396平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第12号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第12号は承認決定されました。

令和4年議案第13号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第13号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、5ページから28ページを御覧ください。

今回、高岡、猿投、足助、下山地区の合計1,029筆、40万4,837.15平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に

該当しないと判断します。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第13号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第13号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案13ページ及び別紙配付資料29ページ及び30ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを御報告いたします。

続いて、議案14ページを御覧ください。

3番、永覚町の案件から、16ページを御覧ください。13番、和合町の案件までの11件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について。

1番、瑞穂町の駐車場の案件から、18ページを御覧ください。7番、小川

町の店舗までの7件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

4番、本地町の駐車場の案件から、22ページを御覧ください。18番、下市場町の自己用住宅の案件までの15件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時21分)

議事録署名者

印

印